

令和 7 年第 5 回 多賀城市教育委員会定例会 議事録

- 1 会議の年月日 令和 7 年 5 月 2 3 日（水）
- 2 招集場所 市役所北庁舎 5 階 5 0 2 会議室
- 3 出席委員等

委 員 小野 聡子（教育長職務代理者）		
委 員 高田 彩	委 員 大井 知教	
委 員 星山 純一郎		
- 4 欠席委員 教育長 麻生川 敦
- 5 説明のため出席した事務局職員

教育部長	中野 裕夫
次長兼教育総務課長	柴田 光起
理事兼学校教育監	石田 隆幸
生涯学習課長	松田 直樹
文化財課長	武田 健市
参事兼教育総務課長補佐	古関 義信
- 6 傍 聴 人 なし
- 7 記 録 係 教育総務課主査 鈴木 浩幸
- 8 開会の時刻 午後 6 時 1 5 分
- 9 議事日程

日程第 1	前回議事録の承認について	
日程第 2	議事録署名委員の指名について	
日程第 3	諸般の報告	
	事務事業等の報告	
日程第 4	議 事	
	(1) 臨時代理事務 報 告 第 9 号	臨時代理の報告について（多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事）
	(2) 議案第 1 3 号	多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について
	(3) 議案第 1 4 号	多賀城市社会教育委員の人事について
	(4) 議案第 1 5 号	多賀城市立図書館運営審議会委員の人事について
	(5) 議案第 1 6 号	多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事について
	(6) 議案第 1 7 号	多賀城市教育委員会公の施設に係る指定

管理者の指定手続等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則について

日程第 5 その他

教育長職務代理者

ただ今の出席者は 4 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 5 回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第 1 前回議事録の承認について

教育長職務代理者

はじめに、令和 7 年第 4 回定例会の議事録について承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。事務局から。

鈴木主査

高田委員から、事前に修正箇所の連絡をいただいていたので、ご報告いたします。15 ページの 4 行目から 9 行目を次のとおり訂正願います。

「例えば、塩竈市の杉村惇美術館では、文化施設としてできる限り県内の皆さんに利用してもらいたいことから、部活動の地域移行のニーズにあわせ平日の夕方から開催する等、中学生も参加可能な時間帯やプログラムを検討しています。

指定管理者など施設管理者と教育現場のニーズを共有し、活用できるプログラムの情報共有やプログラム開発ができるとよいと考えています。」以上です。

高田委員

プログラムを展開していると発言してしまいましたが、展開はしておらず、検討している段階でしたので、修正をお願いします。

教育長職務代理者

以上の 1 点の修正をお願いします。他にありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第２ 議事録署名委員の指名について

教育長職務代理者

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第２１条第３項の規定により、教育長に職務代理者において、高田委員、大井委員を指名いたします。よろしくお願いします。

日程第３ 諸般の報告について

－ 事務事業等の報告 －

教育長職務代理者

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは資料の１ページをお願いします。

令和７年第４回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

始めに教育総務課関係です。

５月１日現在の児童生徒数及び学級数は、小学校が男子１，７３３名、女子１，６１９名の計３，３５２名で、学級数は１４２クラスとなっています。中学校は、男子８３９名、女子８０５名の計１，６４４名で、学級数は６２クラスとなっています。

小中学校の合計では、男子２，５７２名、女子２，４２４名の計４，９９６名で学級数は２０３クラスとなり、昨年と比較しますと、小学校で２６名の増、中学校で４９名の増となっており、学級数では、小学校が３クラスの増、中学校が９クラスの増となっています。

小中学校の運動会、体育参観及び体育祭の開催状況ですが、４月２５日に市内全中学校、５月１８日に多賀城小学校、天真小学校及び城南小学校、５月１９日に多

賀城八幡小学校、５月２４日に多賀城東小学校及び山王小学校で開催されました。

中学校の修学旅行につきましては、５月１４日から１６日までが多賀城中学校、東豊中学校、高崎中学校、５月２１日から２３日まで第二中学校がそれぞれ東京・千葉方面へ出かけ、無事終了しております。

続いて生涯学習課関係です。

４月２４日、「令和７年度第１回地域学校協働本部会議」を開催しました。

５月１３日、「令和７年度青少年健全育成多賀城市民会議」の第１回理事会・総会を開催しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、２ページから４ページまでのとおりです。

最後に文化財課関係です。

４月２５日、「多賀城南門及び多賀城跡ガイダンス施設」のグランドオープンの記念式典を、関係者３００名出席のもと開催しました。

令和７年５月２８日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

恐れ入ります。ここで前回定例会の諸般の報告に関するご質問を頂戴しておりましたので、この場を借りて生涯学習課長から報告させていただきます。

生涯学習課長

前回第４回定例会における諸般の報告で、総合体育館事業の人数について記載がなかったものをご報告いたします。

４月１５日から同月２２日まで全３回実施した地域スポーツ指導者派遣事業の参加者５８名、４月１７日から同月２３日まで全４回実施した健康長寿課委託事業「健康ストレッチ教室」は１５９名の参加がありました。以上です。

教育長職務代理者

それでは、ただ今の報告及び前回分の追加報告について質疑はありませんか。
高田委員。

高田委員

４ページ、総合体育館で４月から５月にかけて実施されました健康・スポーツ相談室の参加者数の０名について、状況を教えてください。

生涯学習課長

この健康・スポーツ相談室については、０名という結果でした。ちなみに前回は

ひと月あたり同じような回数で開催し、1名。前々回は5名、前々回は2名という参加状況で、若干少ない傾向かなと感じます。

今回開催した4月27日、5月4日、15日、19日はゴールデンウィーク期間と重なる日程もありましたので、残念ながら参加者がいなかったのかなと分析しておりました。

高田委員

わかりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者

ほかに、ございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議 事

臨時代理事務 臨時代理の報告について（多賀城市いじめ問題専門委員会報告第9号 会委員の人事）

教育長職務代理者

はじめに、臨時代理事務報告第9号「臨時代理の報告について（多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事）」を議題といたします。

内容につきましては、学校教育監から説明をいたします。学校教育監。

学校教育監

それでは、6ページをお願いします。

こちらは、臨時代理事務報告第9号「多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事」に係る臨時代理書となります。

令和7年3月31日付けで、小野敬弘氏、片平美絵氏から、人事異動等に伴う退任願が提出されましたので、同日付けで委員の職を解く事務を行ったものです。

右側7ページをご覧ください。本報告に係る関係資料です。

令和7年3月31日現在の多賀城市いじめ問題専門委員会の委員名簿でして、任期は令和8年4月30日までとなっております。

なお、後任委員につきましては、本日、議案第13号として、提出させていただ

いております。

以上で、臨時代理事務報告第9号の説明を終わります。

教育長職務代理者

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。
質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長職務代理者

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第9号について承認します。

議案第13号 多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について

教育長職務代理者

次に議案第13号「多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事」について議題といたします。内容につきましては学校教育監から説明します。

学校教育監

それでは、「議案第13号 多賀城市いじめ問題専門委員会委員の人事について」説明させていただきます。9ページをお願いします。

初めに、改めまして、この多賀城市いじめ問題専門委員会ですが、これは、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等のための対策、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係等について、調査審議する機関でございます。

本案は、この機関の委員につきまして、先ほどの臨時代理事務報告第9号でご報告申し上げましたとおり、委員2名が欠員となっておりますので、表に記載の大宮司昭倫氏及び熊谷和幸氏の2名に対し、委嘱を行うこととするものです。

発令年月日は、本会定例会後、速やかに委嘱することとし、令和7年6月1日としております。次のページをお願いします。

ページ下段に、条例の抜粋を掲載しております。本委員は、条例第8条第1項の規定により10人以内をもって組織すること、また、条例同条第2項の規定により、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し、専門的知識及び経験を有する者のうちから委嘱することとしております。

なお、現在の委員の任期は、令和6年5月1日から令和8年4月30日までの2

年間でございます。ただし、今回委嘱する後任の委員の任期につきましては、条例第9条第1項の規定により、前任者の残任期間となるため、発令の日から令和8年4月30日までとなります。

以上で説明を終わります。

教育長職務代理者

それでは、ただ今の説明について質疑がございますでしょうか。

（「ありません」の声あり）

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。議案第13号について、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないものと認め、議案第13号について原案のとおり決定します

議案第14号 多賀城市社会教育委員の人事について

教育長職務代理者

続いて、議案第14号「多賀城市社会教育委員の人事について」を議題といたします。

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。

生涯学習課長

それでは、「議案第14号 多賀城市社会教育委員の人事について」を説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

本案は、令和7年5月31日付けをもって任期満了となります多賀城市社会教育委員について、11ページの表に記載の方々に対して委嘱を行うこととするものです。

社会教育委員につきましては、その職務を①社会教育に関する諸計画を立案すること、②教育委員会の諮問に応じ意見を述べること、③只今申し上げた件に必要な研究調査を行うこと、の3点とされており、本市においては社会教育法第15条第1項の規定を受けて、多賀城市社会教育委員の設置に関する条例の規定により設置しているところです。

発令年月日は、本定例会後、速やかに委嘱することとし、令和7年6月1日としております。

12ページをお願いします。

ページ下の方に条例の抜粋を掲載しております。本市における社会教育委員は、条例第1条第2項の規定により学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者から委嘱すること、条例第2条の規定により定数は10名以内とすること、条例第3条の規定により任期は2年とすると定めております。

同じページの上の表をお願いします。

委嘱予定者の氏名、現職等、条例による位置付けを掲載しております。

条例第2条の規定に基づき10名を委嘱することとしますが、そのうち、項番1の酒井智紀氏、項番2の加藤千恵氏、の2名が新任でございまして、項番3から項番10までの櫻井やえ子氏、佐藤智子氏、沼倉亜紀子氏、柴田十一夫氏、五代儀良子氏、佐々木啓通氏、木島美智子氏、水谷修氏の8名は再任となります。

また、今回の委嘱に係る委員の任期は、表の右肩に記載しておりますとおり令和7年6月1日から令和9年5月31日までとなります。

説明は以上になります。

教育長職務代理者

それでは、ただ今の説明について質疑がございませんでしょうか。星山委員。

星山委員

11、12ページの委員名簿について、11ページの加藤千恵さんの役職名が「父母教師会連合会会長」となっておりまして、12ページでは「多賀城市父母教師会連合会会長」となっております。多賀城市を付けるかどうか統一していただけるといいと思います。

生涯学習課長

失礼しました。「多賀城市父母教師会連合会会長」が正式名称でございます。訂正させていただきます。

星山委員

ありがとうございます。

教育長職務代理者

加藤さんの役職名の修正をお願いします。

その他、ございますでしょうか。

（「ありません」の声あり）

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。議案第14号について、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないものと認め、議案第14号について原案のとおり決定します

議案第15号 多賀城市立図書館運営審議会委員の人事について

教育長職務代理者

続いて、議案第15号「多賀城市立図書館運営審議会委員の人事について」を議題といたします。

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。

生涯学習課長

それでは、「議案第15号 多賀城市立図書館運営審議会委員の人事について」を説明させていただきます。

13ページをお願いします。

これは、同委員に3名の欠員が生じていたことから、13ページの表に記載の方々に対して委嘱を行うこととするものです。

この図書館運営審議会は、教育委員会の諮問に応じ、図書館の運営に関する事項について調査審議するものです。

発令年月日は、本定例会後、速やかに委嘱することとし、令和7年6月1日としております。

14ページをお願いします。

ページ下の方に条例の抜粋を掲載しております。本市における図書館運営審議会委員は、条例第3条第2項の規定により学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者から委嘱すること、条例第3条第1項の規定により定数は10名以内とすることとしております。

上の表を御覧ください。委嘱予定者及び現委員の氏名、現職等、条例による位置

付けを掲載しておりますので、ご確認ください。項番１の朝日田顕志氏、項番４の大友彩愛氏、項番７の山田真由美氏を新たに委員として委嘱することとするものです。

この表の上部に記載しておりますが、現在の任期は、令和６年６月１日から令和８年５月３１日までとなっております。

新たに委嘱する委員の任期についてですが、条例第３条第３項ただし書きの規定により、前任者の残任期間となりますので、発令の日から令和８年５月３１日までとなります。

説明は以上となります。

教育長職務代理者

それでは、ただ今の説明について質疑がございますでしょうか。

（「ありません」の声あり）

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。議案第１５号について、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないものと認め、議案第１５号について原案のとおり決定します

議案第１６号 多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事について

教育長職務代理者

続いて、議案第１６号「多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事について」を議題といたします。

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。

生涯学習課長

それでは、「議案第１６号 多賀城市スポーツ推進審議会委員の人事について」を説明させていただきます。

本案は、令和７年５月３１日付けをもって任期満了となります多賀城市スポーツ推進審議会委員について、１５ページの表に記載の方々に対して委嘱を行うこととするものです。

スポーツ推進審議会は、教育委員会の諮問に応じて、①スポーツ推進法に規定

する地方スポーツ推進計画に関すること、②同法に規定するスポーツ団体への補助金の交付について意見を述べること、③その他スポーツの推進に関して調査審議を行うこととされており、本市においてはスポーツ基本法第31条の規定を受けて、多賀城市スポーツ推進審議会条例の規定により設置しているところです。

発令年月日は、本定例会後、速やかに委嘱することとし、令和7年6月1日としております。

16ページをお願いします。

ページ下の方に条例の抜粋を掲載しております。本市におけるスポーツ推進審議会委員は、条例第3条第2項の規定により学識経験のある者、関係行政機関の職員、教育委員会が必要と認める者から委嘱すること、同条第1項の規定により定数は10名以内とすること、同条第3項の規定により任期は2年とすると定めております。

同じページの上の表を御覧ください。

委嘱予定者の氏名、現職等、条例による位置付けを掲載しております。

条例第3条第1項に規定で10名以内を委嘱することとしますが、そのうち、項番4の木村真也氏、項番8の荒木朱美氏が新任、項番1から項番3までの天野和彦氏、永田秀隆氏、渡辺圭佑氏、項番5から項番7までの石山恵氏、古川祥枝氏、青島大輔氏、項番9、10の和泉匡倫氏、齋藤繁夫氏の8名は再任ということになります。

また、今回の委嘱に係る10名の委員の任期は、表の右肩に記載しておりますとおり令和7年6月1日から令和9年5月31日までとなります。

説明は以上です。

教育長職務代理者

それでは、ただ今の説明について質疑がございませんでしょうか。大井委員

大井委員

委員名簿の項番7の青島大輔さんは、株式会社 activebody の代表取締役ですが、諸般の報告で参加者が0名だった、体育館事業で4～5月に実施した健康・スポーツ相談室を担当している会社ですが、こういった方でしょうか。

生涯学習課長

青島大輔さんは、株式会社 activebody の代表取締役をされており、鍼灸師の資格を、上級トレーニング指導強化認定の資格を保有しています。

総合体育館にトレーニング室があり、その業務を株式会社 activebody が請け負っています。

大井委員

はい、わかりました。

教育長職務代理者

ほかに、ございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。議案第 16 号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないものと認め、議案第 16 号について原案のとおり決定します

議案第 17 号 多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

教育長職務代理者

続いて、議案第 17 号「多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。

次長

初めに、17 ページをお願いします。議案第 17 号「多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。

18、19 ページをお願いします。

今回の変更は、多賀城市が施設の指定管理者の指定手続き等において、公募によらない選定理由に新たに追加する事項を設けることに伴い、多賀城市教育委員会が有する施設においても、多賀城市と同様に追加するものでございます。

20ページにあります、新旧対照表をお願いします。

掻い摘んで申し上げますと、第2条の公募によらない選定理由に、

(4) 民間事業者のノウハウや技術力を最大限に活用するため、公共施設等の設計、建設（製造）及び運営等を包括的に整備させることにより、より効果的で効率的な行政サービスが相当程度期待できること。

(5) 指定管理者が条例第8条の規定より指定を取り消された場合において、施設の管理上、緊急に指定管理者を指定する必要があること。

以上の2点を追加するものでございます。

この規則の施行日は、令和7年5月30日からとするものです。

別紙としてお配りしています、議案第17条関係資料—1は、今回改正する規則の元になる条例で、議案第17条関係資料—2は、施行規則の改正前の全文でございますので、併せてよろしく申し上げます。

教育長職務代理者

それでは、ただ今の説明について質疑がございませんでしょうか。

（「ありません」の声あり）

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。議案第17号について、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないものと認め、議案第17号について原案のとおり決定します

日程第5 その他

教育長職務代理者

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。星山委員。

星山委員

9月定例会の日程についてですが、予定では9月24日（水）かと思いますが、私が商工会の支部事業がありますので、可能なら日程変更をお願いしたいのですが。

教育部長

9月から10月にかけて市議会定例会が予定されています。議会の開催日程により、教育委員会定例会の日程が変更されるかもしれません。星山委員のご都合は伺いました。時期が来ましたら、改めて調整させていただきます。

星山委員

ありがとうございます。よろしくお願いします。

教育長職務代理者

そのほか、ございますか。
(「ありません」の声あり)

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。
これをもちまして、令和7年第5回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後6時45分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 鈴木 浩幸

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和7年6月27日

多賀城市教育委員会

教育長

委 員

委 員